

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年12月27日（平成28年（行情）諮問第736号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第753号）

事件名：司法大観（裁判所の部）の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「司法大観（裁判所の部）（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月3日付け法務省秘公第27号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部を取り消し、裁判官以外の裁判所職員の顔写真や経歴等が掲載されている部分を除く部分を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 裁判官の顔は法廷内カメラ取材を通じてニュース等で報道されているし、部ごとの裁判官の氏名は裁判所HPで公表されているし、裁判所内の事務分配は裁判所の情報公開の対象になっている。また、裁判官の氏名でインターネット検索すれば、裁判官の顔写真を知ることができる場合がある。

しかも、最高裁判所裁判官、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長の場合、顔写真が裁判所HPに掲載されている。

そのため、本件対象文書に掲載されている裁判官の顔写真が開示されたからといって、法曹会（一般財団法人法曹会を指す。以下「法曹会」という。）の正当な利益を害するおそれはないといえる。

イ 裁判官の生年月日は情報公開の対象になっているし、裁判官の任官後の経歴はインターネットでe-hok iを見れば容易に知ることができる。

そのため、本件対象文書に掲載されている裁判官の経歴が開示されたとしても、法曹会の正当な利益を害するおそれはないといえる。

ウ 本件対象文書の著作権は法曹会が有しているものであるから、本件

対象文書が情報公開の対象になったとしても、その複製が頒布されるようなことはないといえる。

また、本件対象文書が情報公開の対象になったとしても、裁判官に関する部分に限り、指定職に相当しない判事補の出身地等が黒塗りの状態で開示されるにすぎないと思われるから、本件対象文書の購入資格を有する裁判官、検察官等の購入者が減少するとはいえない。

そのため、本件対象文書のうち、裁判官に関する部分が情報公開の対象になったとしても、法曹会の正当な利益を害するおそれはないといえる。

エ よって、本件対象文書のうち、裁判官以外の裁判所職員の顔写真や経歴等が掲載されている部分を除く部分は法2条2号イに該当しない。

## (2) 意見書

ア ツイッターに不適切なつぶやきをしたり、縄で縛られた上半身裸の男性の画像を投稿したりしたという理由で、特定日、東京高裁長官から注意処分を受けた特定裁判官の場合、同人が司法大観に掲載していた顔写真がマスコミに勝手に使われたため、同人は、特定月頃に発売された司法大観への掲載を取りやめた(資料1・略)。

仮に法曹会がこの事例に対してマスコミに何ら抗議していなかった場合、裁判官に対し、転載不許に対する信頼を得ているわけではないといえる。

イ 現職裁判官の生年月日は、「裁判官 生年月日」でグーグル検索すれば表示されるHPを見れば容易に分かる(資料2・略)のであるから、本件対象文書の開示によって、本件対象文書の意義が失われるとはいえない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成27年12月2日付け(受領同月3日)で、法4条1項の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「司法大観(裁判所の部)(最新版)」として、行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件開示請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないものとして、不開示決定(平成27年12月24日法務省秘公第37号。以下、第3において「当初処分」という。)をした。

(3) 当初処分に対し、審査請求人から、平成27年12月28日付け(受領同28年1月4日)で、法務省は、部外非売品である本件文書を当然に取得して保有していると思われるとの理由から、当初処分を取り消すとの決定を求める異議申立てがなされた(以下「異議申立て」とい

う。 ) 。

- (4) 異議申立てに対し、諮問庁は、本件対象文書について、販売元である法曹会に販売対象を確認したところ、本件対象文書の販売対象は明確に定められておらず、法務省以外の行政機関等のほか、一般の者に対しても販売している実績があることを確認したことから、本件対象文書は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものとして、法2条2項1号に該当し、同項に規定する行政文書には該当しないとして、平成28年3月8日付け法務省秘公第11号「諮問書」により、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問した。
- (5) 異議申立てについて、審査会から、平成28年5月18日付け（平成28年度（行情）答申第59号）答申書において、本件対象文書の行政文書妥当性が肯定されたことから、その点について更に再考するとし、答申書の主文どおり、平成28年8月2日付け法務省秘公第23号「決定書」により、当初処分を取り消し、改めて開示決定等する旨の決定をした。
- (6) 決定書に係る決定内容を踏まえ、当初処分を再考した結果、本件対象文書は、その全部が法5条2号イの不開示情報に該当するものとして、平成28年10月3日付け法務省秘公第27号「行政文書不開示決定書」により、原処分をした。

本件は、この原処分に対し、平成28年10月6日付け（受領同月7日）で審査請求がなされたものである。

## 2 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、「本件不開示決定の一部を取り消し、裁判官以外の裁判所職員の顔写真や経歴等が掲載されている部分を除く部分を開示せよとの決定を求める。」とし、本件対象文書のうち、裁判官以外の裁判所職員の顔写真や経歴等が掲載されている部分を除く部分は法5条2号イに該当しないとして、審査請求を行っているため、原処分の妥当性について検討する。

## 3 原処分の妥当性について

本件対象文書は、法曹会が発行しているものであり、その内容は、裁判所、法務省、検察庁等に在職する法曹関係者（希望者に限る。）の写真及び経歴等が掲載され、「裁判所の部」、「法務省の部」が別冊になっているものである。

法務省は、本件対象文書について、単に法曹会から購入して取得したにすぎず、顔写真付き経歴等について公的に確認したものではなく、公慣行があるとはいえ、法曹会に対し、法曹会からの個人購入者と同様の立場に立った配慮が必要である。

その上で検討すると、本件対象文書は法曹会が発行しているものであり、

その内容は、法曹等に関する顔写真付き経歴等が掲載されているところ、本件対象文書は、法曹会が、自ら構図、内容、掲載対象等を考案し、その選択や配列された情報として掲載されていることが認められることから、法曹会の著作物であると認められる。また、掲載に係る法曹等に向け、本件対象文書を部外非売品、転載不許とした上で顔写真、経歴等の資料を募るなど、独自の手法で、かつ、転載不許に関する信頼を得て、本件対象文書を発行しており、こうした手法等への配慮を欠かすことはできない。

また、本件対象文書は、法曹等の顔写真や経歴等を確認するための文書であり、その複製が頒布されればその複製だけで用が足りるため、本件対象文書そのものの意義が失われ、購入者が減少するおそれがあるばかりか、多くの法曹等が転載を嫌って本件対象文書への掲載に応じなくなるおそれがあり、法曹会からも、情報公開手続によってこれらの個人識別情報が一部でも開示されることとなると、掲載されている者との信頼関係が損なわれ、ひいては、今後、情報提供が拒否されるなど、本件対象文書の発行への影響が懸念され、また、情報公開手続によって本件対象文書の写しの交付等を受けられるとした場合、その手数料は、本件対象文書の販売価格よりも安価であることが見込まれ、本件対象文書の販売による利益を損なうおそれがあることなどから、法曹会において情報公開による開示を望まない旨意思表示が示されているところである。

これらの事情を勘案すれば、本件対象文書を公にした場合、法曹会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

#### 4 結論

以上のことから、本件開示請求に対し、その全部が法5条2号イの不開示情報に該当するとした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年12月27日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 平成29年1月20日  | 審議                |
| ④ | 同月23日       | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年2月7日      | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ | 同月23日       | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「司法大観（裁判所の部）（最新版）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の一部を取り消し、本件対象文書のうち、裁判官以外の裁判所職員の顔写真や経歴等が掲載されている部分を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、まず、本件不開示部分を含む本件対象文書全体の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、法曹会が発行した約1,000頁（凡例や目次等を含む。）の書籍であり、裁判官及び裁判官以外の裁判所幹部職員の氏名、顔写真、職名、生年月日、出身地及び経歴が掲載されていると認められる。そして、原処分においては、本件対象文書の全てが不開示とされている。

### （1）諮問庁の説明

ア 本件対象文書は法曹会が発行しているものであり、その内容は、法曹等に関する顔写真付き経歴等が掲載されているところ、本件対象文書は、法曹会が、自ら構図、内容、掲載対象等を考案し、その選択や配列された情報として掲載されていることが認められることから、法曹会の著作物であると認められる。また、掲載に係る法曹等に向け、本件対象文書を部外非売品、転載不許とした上で顔写真、経歴等の資料を募るなど、独自の手法で、かつ、転載不許に関する信頼を得て、本件対象文書を発行しており、こうした手法等への配慮を欠かすことはできない。

イ また、本件対象文書は、法曹等の顔写真や経歴等を確認するための文書であり、その複製が頒布されればその複製だけで用が足りるため、本件対象文書そのものの意義が失われ、購入者が減少するおそれがあるばかりか、多くの法曹等が転載を嫌って本件対象文書への掲載に応じなくなるおそれがあり、法曹会からも、情報公開手続によってこれらの個人識別情報が一部でも開示されることとなると、掲載されている者との信頼関係が損なわれ、ひいては、今後、情報提供が拒否されるなど、本件対象文書の発行への影響が懸念され、また、情報公開手続によって本件対象文書の写しの交付等を受けられるとした場合、その手数料は、本件対象文書の販売価格よりも安価であることが見込まれ、本件対象文書の販売による利益を損なうおそれがあることなどから、法曹会において情報公開による開示を望まない旨意思表示が示されているところである。

ウ これらの事情を勘案すれば、本件対象文書を公にした場合、法曹会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件対象文書は法5条2号イに該当するものと認められる。

## (2) 検討

上記のとおり、本件対象文書が約1,000頁の書籍であることを踏まえると、本件対象文書の写しの交付を受ける場合の開示実施手数料は、2頁見開きで謄写すれば約5,000円とすることが見込まれる。

他方、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書の販売価格は26,667円（税別。なお、「法務省の部」とのセット価格であり、「裁判所の部」だけの単独販売はされていない。）とのことである。

そうすると、本件対象文書を開示することとした場合には、開示請求者は、情報公開手続により、法曹会から司法大観を購入する場合と比べて、大幅に安価にその写し等を受けることができることになることと認められるから、その結果、本件対象文書の購入者が減少するおそれがあり、法曹会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条2号イに該当すると認められるので、結局、本件不開示部分を不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号イに該当すると認められるので、これらの部分を不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史